

四日市市告示第391号

八郷地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想)を策定するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定による当該決定案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成27年 9月17日

四日市市長 田中 俊行

1 縦覧できる案

八郷地区都市計画マスタープラン(地域・地区別構想) (案)

2 都市計画の決定案の縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1-5

都市整備部都市計画課

四日市市千代田町267-1

八郷地区市民センター

3 縦覧期間

平成27年 9月24日から平成27年10月 7日まで

(土・日曜日を除く)

(都市整備部都市計画課)